はじめに

平成24年7月、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が一部改正され、その中で「地方衛生研究所には、新型インフルエンザ等感染症の発生や広域化する食中毒の発生等に備えたサーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上が求められていることを踏まえ、地域における科学的かつ技術的に中核機関となるべく、機能の充実強化」が示されました。

一方で、当センターでは、平成22年の保健所衛生検査業務統合以来、限られたマンパワーで、 日常の試験検査業務に追われているというのも現状です。

このような中、平成21年のインフルエンザA(H1N1)pdm09後、23年3月の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の原子炉事故による放射能汚染事例、ユッケによる腸管出血性大腸菌O-111事件発生、25年になって、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)、鳥インフルエンザH7N9の監視、農薬混入冷凍食品の流通、また、指定薬物など健康危機管理への対応を主たる業務としてとらえ、国、他県市の検査研究機関等と連携を深めながら、24時間365日体制で全職員一丸となって取り組んでいるところです。

このたび、日々の業務から合間を見つけて当センター職員が調査研究し、取りまとめた報告書などから平成24年度の所報を作成しました。ご高覧いただければ、幸いです。

平成26年2月

佐賀県衛生薬業センター所長 平野 圭子